

## 利益相反管理ポリシー（概要）

### 1. 目的

当社は、（1）当社において、銀行法及び金融商品取引法の規定に基づくお客さまの利益を不当に害するおそれのある利益相反の管理、並びに（2）当社が公表した「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づく、お客さまの「最善の利益」を最優先とした業務運営においてお客さまの利益を害するおそれのある利益相反の管理に係る「利益相反管理体制」を整備しております。また、その基本となる事項を定めた「利益相反管理ポリシー」（以下「本方針」といいます。）を策定しております。

法令等の定めるところにより、ここに本方針の概要を公表いたします。

### 2. 当社グループ会社の範囲

当社が利益相反管理の対象とする当社グループ会社は別表のとおりです。

### 3. 利益相反のおそれのある取引の種類、具体例及び管理方法

#### （1）利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類としては以下のものが考えられます。

しかし、これらの種類は、あくまで「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに「利益相反のおそれのある取引」となるわけではありません。また、必要に応じ、将来の追加又は修正がありうることにもご注意ください。

- ① 当社とお客さまとの間の利益相反が生じる場合
- ② 当社のお客さまと他のお客さまとの間に利益相反が生じる場合
- ③ 前各号に準ずる場合その他お客さまの利益が不当に害される場合

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。

(2) 具体例

「利益相反のおそれのある取引」の具体例としては、以下に掲げるもの及びこれらに類する取引が考えられます。「利益相反のおそれのある取引」にあたりと判断された場合、原則として、以下に掲げる管理方法を選択し、又は組み合わせることにより、お客さまの保護を適正に確保することに努めます。

① 前項第 1 号に規定する類型の具体例及びその管理方法

具体例	管理方法
ア. 同一の顧客に対し、信託業務と受益権売買等業務の受託勧誘を行う場合	a) 対象取引を行う担当者を特定し、担当者間で情報隔離する方法
イ. 信託業務または受益権売買等業務の受託に際し、当該案件のストラクチャーに当社の親金融機関等がレンダー、サービサー、アレンジャー、アセットマネージャー等何らかの立場で取引関係を有している場合	b) 取引条件の変更 c) 一方取引の中止 d) 顧客への事実の開示 e) その他の方法
ウ. 受益権売買等業務において、顧客の利益を優先せず、当社の利益を優先する場合	
エ. 上記以外の銀行法、金商法で規定する優越的地位の濫用・アームスレンジスに反する取引・その他の顧客の利益を不当に害するおそれのある取引	
オ. 上記以外の信託法、信託業法で規定する信託財産と固有財産間の取引、利害関係人取引	

② 前項第 2 号に規定する類型の具体例及びその管理方法

具体例	管理方法
ア. 信託勘定間取引	a) 対象取引を行う担当者を特定し、担当者間で情報隔離する等の方法
イ. 受益権売買等業務において、売手・買手双方の媒介を行うこと	b) 取引条件の変更 c) 一方取引の中止 d) 顧客への事実の開示 e) 当該顧客との取引を他の取引の条件と同一にする方法 f) その他の方法

#### 4. 利益相反管理体制

##### (1) 利益相反管理統括部署の設置

- ① 当社のコンプライアンス・リスク統括部を利益相反管理統括部署とします。
- ② 利益相反管理統括部署は、いかなる他の業務組織の責任者からも具体的な業務についての指示を受けないこととし、利益相反管理業務における独立性を確保いたします。
- ③ 利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

##### (2) 利益相反管理統括部署の職責

利益相反管理統括部署は、当社営業部から独立した立場で以下の職責を担います。

- ① 対象取引を特定するとともに、対象取引に関する適切な利益相反管理の実施を営業部に指示いたします。
- ② 利益相反管理統括部署は、対象取引及び利益相反管理の有効性を定期的に検証し、その適切性を維持いたします。
- ③ お客さまの利益が不当に害されるおそれがある場合は、必要に応じて、当社営業部に対する適切な利益相反管理の実施指示又は対象取引の見直し等を行います。
- ④ 当社の役職員に対し、本方針及び関連する社内規程を踏まえた利益相反管理について研修を定期的に実施し、利益相反のおそれのある取引の管理についての周知徹底いたします。

##### (3) 利益相反管理記録の作成・保存

対象取引の特定及びその管理並びにその他お客さまの保護を適正に確保するために行った措置について記録し、その作成の日から5年間保存いたします。

#### 5. お客さまの「最善の利益」を最優先とした業務運営における利益相反管理

当社は別途公表している「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に掲げた利益相反の適切な管理に努めてまいります。

以上

**(別表)**

当社が利益相反管理の対象とする当社グループ会社は次のとおりです。

(株) SBI 新生銀行  
新生インベストメント&ファイナンス(株)  
新生事業承継 (株)  
昭和リース(株)  
新生コベルコリース(株)  
(株)アプラス  
新生パーソナルローン(株)  
新生フィナンシャル(株)  
SBI 新生アセットファイナンス(株)  
ニッセン・クレジットサービス(株)  
SBI 新生企業投資(株)  
NEC キャピタルソリューション(株)  
SBI ホールディングス(株)  
(株)SBI 証券  
SBI 損害保険(株)  
SBI 生命保険(株)  
SBI アセットマネジメント(株)  
レオス・キャピタルワークス(株)  
SBI マネープラザ(株)  
SBI インベストメント(株)

その他 SBI 新生銀行グループ会社のうち、その他適格機関投資家等特例業務届出者  
SBI 新生銀行のために銀行代理業を営む者

(2026年1月5日現在)